

教育公報

三重県教育委員会

目次

規則	○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	1頁
公告	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	4頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学校経理・施設課	5頁

規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月十日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第八号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条関係）

申請の根拠
規定による
区分

免許法

二の論教の校学中は又校字小、園稚幼 等高は又校字中、校字小、園稚幼	別表第一			第五条
は又校字中の論教の校字専修の論教の特 用適号3第考備	別表第二	第二項		
ハは又口	別表第二	第二項		
ハは又口	別表第二	第二項		
免の士養栄理管	別表第二	第二項		
成養士養栄理管	別表第二	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第二	第二項		
免の士養栄理管	別表第二	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
ハは又口	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
成養士養栄理管	別表第六	第二項		
を許免の士養栄理管	別表第六	第二項		
免の士養栄理管	別表第六	第二項		
は又イ項の状許免の校字中の論教の校字中 口項の状許免の校字中の論教の校字中	別表第五	第二項		第六条
状許免	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		
	別表第四	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第六	第二項		
	別表第七	第二項		
	別表第八	第二項		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和8年3月10日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
桑名市立多度東小学校	令和8年3月31日	多度地区の小中学校を再編し、新たに多度学園（義務教育学校）を設置するため
桑名市立多度中小学校		
桑名市立多度北小学校		
桑名市立多度青葉小学校		
桑名市立多度中学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。
令和8年3月10日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
桑名市立多度学園	桑名市多度町小山2330番地	令和8年 4月1日	多度地区の小中学校を再編し、新たに多度学園（義務教育学校）を設置するため

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会